

第3号議題 「地方本部長選挙」にかかる規則改正の件 回答

■回答要求対象者：

- ・提案者
- ・理事者側

■準備書面 43P JI1RKA 板橋 直樹

4:第3号議案 「地方本部長選挙制度」設置について

4-1:地方本部長欠員時の選挙について

当連盟の地方本部長が何らかの理由で欠員となった場合、現行規約では「理事ではない地方本部長(所謂「但し書き地方本部長」)」を充てる、となっており、今回提出されている当案も同様になっているが、本来であれば補欠選挙が行われるべきである、と考える。

残任期が2~3箇月ならまだしも、半年~1年以上ある場合は選挙を行い、各エリアを統括する代表者として地方本部長の補欠選挙を行う必要があるのではないかと。提出者並びに執行部の見解如何。

(→提案社員、理事者側)

<高尾前会長予定原稿>選挙実施については、相応の費用や期間を要することもあり、当該地方本部業務の運営状況や任期の残存期間等を勘案し、当該地方本部の支部長の意見等をもとに適切に判断がなされると考えます。

<起案者 7K1BIB 山内回答>ご提案の制度設計もありうると思いますが、今回の改正案はシンプルにしました。ご理解賜れば幸いです。

4-2:(4-1 関連)理事欠員時の理事信任投票について

当連盟の地方理事たる地方本部長が欠員となった際、「理事ではない地方本部長(所謂「但し書き地方本部長」)」となっているが、任命された直近の社員総会で「理事としての信任投票」を行うべきである。

本来であれば、各地域の会員の声を生かし、執行部の一員として組織運営に当たる地方理事が欠員となっている状況は好ましいとは言えず、地方本部長の補欠選挙を行った場合、社員総会での「理事としての信任投票」も併せて行うべきである。

提出者並びに執行部の見解如何。

(→提案社員、理事者側)

第12回社員総会 第3号議題

<高尾前会長予定原稿>理事は、選挙により選出された、あるいは理事会の推薦を経た「理事の候補者」が、社員総会の決議により選ばれこととなっており、こうした手続きが妥当かと考えます。

<起案者 7K1BIB 山内回答>この点についても、ご提案の制度設計もありうると思いますが、今回の改正案はシンプルにしました。ご理解賜れば幸いです。